

## 東京音楽大学内部質保証方針

令和4年2月9日制定

令和5年4月4日改正

東京音楽大学(以下「本学」という。)における内部質保証を推進するため、以下の通り方針を定める。

### 1. 基本的な考え方

本学における内部質保証は、自主的・自律的な自己点検・評価を基盤とする。建学の精神と理念を踏まえて策定された東京音楽大学ビジョン及び教育目的の実現に向けて、本学の教育研究活動等の状況について自己点検・評価を行うことにより、恒常的な質の向上を図る。またこれらの取組内容については、学外に積極的に発信し、社会に対する説明責任を果たすとともに、社会的信頼の向上に努める。

### 2. 内部質保証の体制

全学における内部質保証の責任を負う組織は、学長を委員長とする「東京音楽大学内部質保証推進委員会（以下、「内部質保証推進委員会」という。）とする。内部質保証推進委員会は、自己点検・評価の結果を踏まえた改善を推進することにより、内部質保証を適切に機能させる。

### 3. 自己点検・評価の実施

- (1) 内部質保証推進委員会は、自己点検・評価の方針、評価項目及び評価指標等を設定する。
- (2) 自己点検・評価委員会は、指標等に沿って自己点検・評価を実施し、改善案を付した上で、報告書を内部質保証推進委員会に提出する。
- (3) 内部質保証推進委員会は、自己点検・評価の結果を検証し、教育研究組織及び事務組織に改善を指示する。
- (4) 改善の指示を受けた教育研究組織及び事務組織は、必要な施策を実施し、その結果を内部質保証推進委員会に報告する。

### 4. 情報公開の推進

内部質保証推進委員会は、自己点検・評価や外部評価による評価結果を統括・整理し、理事会に報告するとともに、広く社会に向けて公表する。また、評価結果を踏まえた事業計画の改善など本学の教育研究活動等における質の向上に資する取組みについても積極的に説明する。